

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（運用の基本方針）</p> <p>第四十五条 事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。）及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。</p> <p>2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。</p> <p>3 事業主及び基金は、基本方針を作成しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、加入者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 事業主及び基金は、基本方針を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該基本方針について、加入者に周知させなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p> <p>6 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十六条第一項に規定する方法（法第六十五条第一号の規定による信託</p>	<p>（運用の基本方針）</p> <p>第四十五条 事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。第三項において同じ。）及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による基本方針は、法令に反するものであってはならない。</p> <p>3（新設） 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十六条第一項に規定する方法（法第六十五条第一号の規定による信託</p>

の契約であつて、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び生命保険又は生命共済の契約であつて、当該契約の全部において保険業法（平成七年法律第五号）第一百六条第一項又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一条の三十二に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。）により運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならぬ。

（準用規定）

第六十五条の十六 第八条（第四号を除く。）、第九条、第十条の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定は評議員会について、第二十条の規定は連合会が給付の支給に関する義務を負つてい  
る者に関する原簿について、第二十五条及び第二十六条の規定は連合会  
が支給する給付について、第二十九条の規定は連合会が支給する老齢給  
付金について、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の  
規定は連合会が支給する法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十  
第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第三十四  
条（第一号に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給する法第九十一  
条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項  
及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金並びに法第九十一条の二十  
一第三項の障害給付金について、第四十条から第四十八条まで（第四十  
五条第三項及び第四項を除く。）の規定は法の規定による連合会の積立

の契約であつて、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び生命保険又は生命共済の契約であつて、当該契約の全部において保険業法（平成七年法律第五号）第一百六条第一項又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一条の三十二に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。）により運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一  
項の規定による基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、厚生労働省  
令で定めるところにより、示さなければならぬ。

（準用規定）

第六十五条の十六 第八条（第四号を除く。）、第九条、第十条の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定は評議員会に  
ついて、第二十条の規定は連合会が給付の支給に関する義務を負つてい  
る者に関する原簿について、第二十五条及び第二十六条の規定は連合会  
が支給する給付について、第二十九条の規定は連合会が支給する老齢給  
付金について、第三十三条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の  
規定は連合会が支給する法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十  
第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第三十四  
条（第一号に係る部分に限る。）の規定は連合会が支給する法第九十一  
条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項  
及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金並びに法第九十一条の二十  
一第三項の障害給付金について、第四十条から第四十八条までの規定は  
法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第二十

金の積立て及びその運用について、第五十八条（第三号及び第五号を除く。）から第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	第四十五条第一項	(略)
(略)	(略)	事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。）及び基金	(略)
(略)	(略)	第四十五条第五項	前三項
(略)	(略)	第四十五条第六項	第二項

八条（第三号及び第五号を除く。）から第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	第四十五条第一項	(略)
(略)	(略)	事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。第三項において同じ。）及び基金	(略)
(略)	(略)	第四十五条第三項	(新設)